

専決処分の報告について
(車両事故)

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和8年2月9日提出

那覇市長 知念 覚

専 決 処 分 書

地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき平成 12 年 3 月 24 日議会の議決により指定された、1 件 200 万円以下の損害賠償について、次のとおり専決処分する。

令和 8 年 1 月 9 日

那覇市長 知念 覚

- | | | |
|---|-----------------|-------------|
| 1 | 事 件 名 | 車両事故 |
| 2 | 賠償の相手方 及び賠償額 | |
| | 相 手 方 | 沖縄県豊見城市真玉橋在 |
| | 賠 償 額 | 188,210 円 |